

○厚生労働省告示第百八十三号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成二十五年厚生労働省令第百二十四号）及び障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号）の施行に伴い、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十四条第三項第一号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。ただし、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）附則第六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十条第一項又は第二十四条第一項の申請を行った者に係るこの告示による改正後の厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の規定の適用については、同告示の規定中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分省令」という。）第一条第七号」とあるのは「障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令の全部を改正する省令（平成二十六年厚生労働省告示第百八十三号）」とあることとする。この告示による改正後の省令（平成二十六年厚生労働省告示第百八十三号）の施行期日は、平成二十六年四月一日とする。

働省令第五号)による改正前の障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第四十号。以下「区分省令」という。)第二条第六号」と、「第一条第六号」とあるのは「第二条第五号」と、「第一条第五号」とあるのは「第二条第四号」と、「第一条第四号」とあるのは「第二条第三号」と、「第一条三号」とあるのは「第二条二号」と、「第一条二号」とあるのは「第二条一号」とする。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

第一号中「心身の状態」を「支援の度合」に改め、「共同生活援助」の下に「(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。))第二百十三条の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助に限る。」を加える。

第二号イの(1)中「八三、〇四〇単位」を「八三、六六〇単位」に改め、同イの(2)中「三二、九六〇単位」を「三三、二〇〇単位」に改め、同号ロの(1)中「六三、四〇〇単位」を「六三、八七〇単位」に改め、同ロの(2)中「三二、〇六〇単位」を「三二、二九〇単位」に改め、同号ハの(1)の(一)中「障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第四十号)」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成二十

六年厚生労働省令第五号」に、「第二条第六号」を「第一条第七号」に、「四四、〇七〇単位」を「四四、二三〇単位」に改め、同(1)の(二)中「第二条第五号」を「第一条第六号」に、「三一、一一〇単位」を「三一、二二〇単位」に改め、同(1)の(三)中「第二条第四号」を「第一条第五号」に、「二四、八一〇単位」を「二四、九〇〇単位」に改め、同(1)の(四)中「第二条第三号」を「第一条第四号」に、「一九、八二〇単位」を「一九、八九〇単位」に改め、同ハの(2)中「一三、五六〇単位」を「一三、六〇〇単位」に改め、同ハの(3)中「第11の1」を「第10の1」に、「第12の1」を「第11の1」に、「第13の1」を「第12の1」に、「第14の1」を「第13の1」に、「第15の1」を「第14の1」に改め、同(3)の(一)中「二四、四九〇単位」を「二四、五七〇単位」に改め、同(3)の(二)中「一七、八四〇単位」を「一七、九〇〇単位」に改め、同(3)の(三)中「一三、五六〇単位」を「一三、六〇〇単位」に改め、同(3)の(四)中「一三、九四〇単位」を「一三、九九〇単位」に改め、同(3)の(五)中「一〇、八〇〇単位」を「一〇、八三〇単位」に改め、同ハの(4)中「第9の1の共同生活介護サービス費（以下「共同生活介護サービス費」を「第15の1の共同生活援助サービス費（以下「共同生活援助サービス費」に改め、同(4)の(一)中「三、六六〇単位」を「三、六七〇単位」に改め、同(4)の(二)中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）」を「指定障害福祉サービス基準」に、「共同生活介護サービス費」を「共同生活援助サー

ビス費」に改め、同(二)の a 中「一五、〇〇〇単位」を「一五、〇五〇単位」に改め、同(二)の b 中「九五四〇単位」を「九、五七〇単位」に改め、同(二)の c 中「七、四四〇単位」を「七、四六〇単位」に改め、同(4)の(三)中「共同生活介護サービス費」を「共同生活援助サービス費」に、「三、六六〇単位」を「三、六七〇単位」に改め、同(4)の(四)中「第9の1の共同生活介護サービス費のホの経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費（以下「経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費」）を「第15の1の共同生活援助サービス費のホの経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費（以下「経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費」）に改め、同(四)の a 中「一六、七八〇単位」を「一六、八四〇単位」に改め、同(四)の b 中「一一、〇七〇単位」を「一一、一一〇単位」に改め、同(四)の c 中「九、〇〇〇単位」を「九、〇三〇単位」に改め、同(四)の d 中「七、九一〇単位」を「七、九三〇単位」に改め、同(4)の(五)中「経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費」を「経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費」に、「三、六六〇単位」を「三、六七〇単位」に改め、同号ニの(1)の(一)中「二九、一七〇単位」を「二九、三〇〇単位」に改め、同(1)の(二)中「二二、四五〇単位」を「二二、五五〇単位」に改め、同(1)の(三)中「一六、八九〇単位」を「一六、九六〇単位」に改め、同(1)の(四)中「一二、五四〇単位」を「一二、五九〇単位」に改め、同(1)の(五)中「一五、九四〇単位」を「一六、〇一〇単位」に改め、同ニの(2)中「七、四九〇単位」を「七、五二〇単位」に改め、同ニの(3)の(一)中「一九、〇五〇単位」を「一九、一三〇単位」に改め、同(3)の(二)中「一五、八一〇単位」を「一五

、八八〇単位」に改め、同(3)の(三)中「一二、四五〇単位」を「一二、五〇〇単位」に改め、同(3)の(四)中「九、五六〇単位」を「九、六〇〇単位」に改め、同(3)の(五)中「七、四九〇単位」を「七、五二〇単位」に改め、同(3)の(六)中「一五、九四〇単位」を「一六、〇一〇単位」に改め、同(3)の(4)中「共同生活介護サービス費」を「共同生活援助サービス費」に改め、同(4)の(二)中「経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費」を「経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費」に改め、同(二)の a 中「一一、六三〇単位」を「一一、六八〇単位」に改め、同(二)の b 中「八、四四〇単位」を「八、四七〇単位」に改め、同(二)の c 中「六、五九〇単位」を「六、六二〇単位」に改め、同(二)の d 中「五、六四〇単位」を「五、六六〇単位」に改め、同(4)の(三)中「経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費」を「経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費」に改め、同(4)の(三)中「経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費」を「二五、〇七〇単位」に改め、同(1)の(二)中「一八、一七〇単位」を「一八、二六〇単位」に改め、同(1)の(三)中「一二、四〇〇単位」を「一二、四六〇単位」に改め、同(1)の(四)中「七、九六〇単位」を「八、〇〇〇単位」に改め、同(1)の(五)中「区分二」の下に「(区分省令第一条第三号に掲げる区分二をいう。以下同じ。)」を加え、「六、二九〇単位」を「六、三二〇単位」に改め、同(1)の(六)中「区分一」の下に「(区分省令第一条第二号に掲げる区分一をいう。以下同じ。)」を加え、「五、五四〇単位」を「五、五七〇単位」に改め、同(1)の(七)中「一一、四八〇単位」を「一一、五四〇単位」に改め、同ホの(2)の(一)中「二二、〇八〇単位」を「二二、二〇〇単位」に改め、同(2)の(二)中「一五

、三五〇単位」を「一五、四三〇単位」に改め、同(2)の(三)中「九、五九〇単位」を「九、六四〇単位」に改め、同(2)の(四)中「五、一〇〇単位」を「五、一二〇単位」に改め、同(2)の(五)中「三、四七〇単位」を「三、四八〇単位」に改め、同(2)の(六)中「二、六八〇単位」を「二、六九〇単位」に改め、同(2)の(七)中「八、六二〇単位」を「八、六六〇単位」に改め、同ホの(3)中「一九、四四〇単位」を「一九、五四〇単位」に改め、同ホの(4)中「経過の居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者（区分一に該当する者を除く。）」を「経過の居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者（区分一に該当する者を除く。）」に改め、同(4)の(一)中「九、七六〇単位」を「九、八一〇単位」に改め、同(4)の(二)中「六、五一〇単位」を「六、五四〇単位」に改め、同(4)の(三)中「四、六六〇単位」を「四、六八〇単位」に改め、同(4)の(四)中「三、六九〇単位」を「三、七一〇単位」に改め、同号へ中「共同生活介護サービス費の」を「共同生活介護サービス費又は」を「共同生活介護サービス費又は」に、「第16の1の共同生活介護サービス費」を「第15の1の2の外部サービス利用型共同生活介護サービス費」に、「二、一一〇単位」を「二、一二〇単位」に改め、同号ト中「共同生活介護サービス費」を「共同生活介護サービス費」に改め、同トの(1)中「心身の状態」を「支援の度合」に改め、同(1)の(一)中「一一、九二〇単位」を「一一、九八〇単位」に改め、同(1)の(二)中「八、六六〇単位」を「八、七〇〇単位」に改め、同(1)の(三)中「六、七七〇単位」を「六、八〇〇単位」に改め、同トの(2)中「心身の状態」を「支援の度合」に、「三、〇八〇単位」を「三、〇九〇単位」に改め、同

トの(3)中「心身の状態」を「支援の度合」に改め、同(3)の(一)中「一〇、五一〇単位」を「一〇、五六〇単位」に改め、同(3)の(二)中「七、二六〇単位」を「七、二九〇単位」に改め、同(3)の(三)中「五、三二〇単位」を「五、三四〇単位」に改め、同号ち中「共同生活介護サービス費」を「共同生活援助サービス費」に改め、同チの(1)中「八、四〇〇単位」を「八、四四〇単位」に改め、同チの(2)中「五、一四〇単位」を「五、一六〇単位」に改め、同チの(3)中「三、二五〇単位」を「三、二六〇単位」に改め、同号りの(1)中「一一、二七〇単位」を「一一、三三〇単位」に改め、同りの(2)中「共同生活介護サービス費を算定される者(ト及びチに掲げる者を除く。)&及び経過の居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者(ト及びチに掲げる者を除く。)&及び経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費」に、「三、〇九〇単位」を「三、一〇〇単位」に改める。

別表を次のように改める。

地域区分	割合
厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号)の第一号の表の上欄(以下「地域区分欄」という。)に掲げる一級地	千分の千九十九
地域区分欄に掲げる二級地	千分の千八十三

地域区分欄に掲げる三級地	千分の千七十二
地域区分欄に掲げる四級地	千分の千六十九
地域区分欄に掲げる五級地	千分の千六十八
地域区分欄に掲げる六級地	千分の千六十三
地域区分欄に掲げる七級地	千分の千六十
地域区分欄に掲げる八級地	千分の千五十九
地域区分欄に掲げる九級地	千分の千五十四
地域区分欄に掲げる十級地	千分の千五十
地域区分欄に掲げる十一級地	千分の千四十五
地域区分欄に掲げる十二級地	千分の千四十二
地域区分欄に掲げる十三級地	千分の千三十六
地域区分欄に掲げる十四級地	千分の千三十二
地域区分欄に掲げる十五級地	千分の千二十七
地域区分欄に掲げる十六級地	千分の千二十三
地域区分欄に掲げる十七級地	千分の千十八
地域区分欄に掲げる十八級地	千分の千十四

地域区分欄に掲げる十九級地	千分の千五
地域区分欄に掲げるその他	千分の千